

# 大学図書館と著作権

---

～ILLにおける文献複写と著作権～

島根大学附属図書館 医学分館 矢田貴史

# 図書館と著作権

---

- 図書館の資料・・・著作物
  - 著作権法により保護
- 著作物の複写(複製)・・・法21条
  - 原則、著作権者の許諾が必要
- 図書館資料(著作物)の複写
  - 法31条(権利制限規定)により、  
例外的に、著作権者の許諾なく複写可能

# ILLと著作権

---

- ・複製権(法21条)

  - 31条の範囲内であれば、許諾不要

- ・公衆送信権(法23条)

  - ※FAX・DDS(Document Delivery Service)においては、著作権者の許諾が必要

  - 迅速性が損なわれる

# 公衆送信権との関係

大学図書館⇔著作権管理団体間の合意(契約)

- ・JCLS(日本著作出版権管理システム)
- ・JAACC(有限責任中間法人学術著作権協会)  
→この2つの管理団体に権利委託されている著作物については、著作権者に直接許諾や著作権料の支払いなしにFAX・DDS送信が可能

※日本複写権センターとの合意は、昨年7月で期限切れ

# 当館での対応(依頼)

## FAXを希望する申込みがあった場合

---

1. 複製が認められている文献か否か  
→法31条の範囲内か
2. FAX送信等が認められている文献か  
→JCLSもしくはJAACCの管理著作物か  
→JCLS及びJAACCのWebサイトで確認
3. ○→ILLでの依頼  
×→速達に切り替え依頼

# 当館での対応(受付)

## FAX・DDSの依頼があった場合

---

1. 複製が認められている文献か否か  
→法31条の範囲内か
2. FAX送信等が認められている文献か  
→JCLSもしくはJAACCの管理著作物か  
→JCLS及びJAACCのWebサイトで確認
3. ○→複写・送付作業  
×→謝絶もしくは代替手段(メール便\*)

\*県内であれば、ほぼ確実に翌日着

# 病院図書室との関係

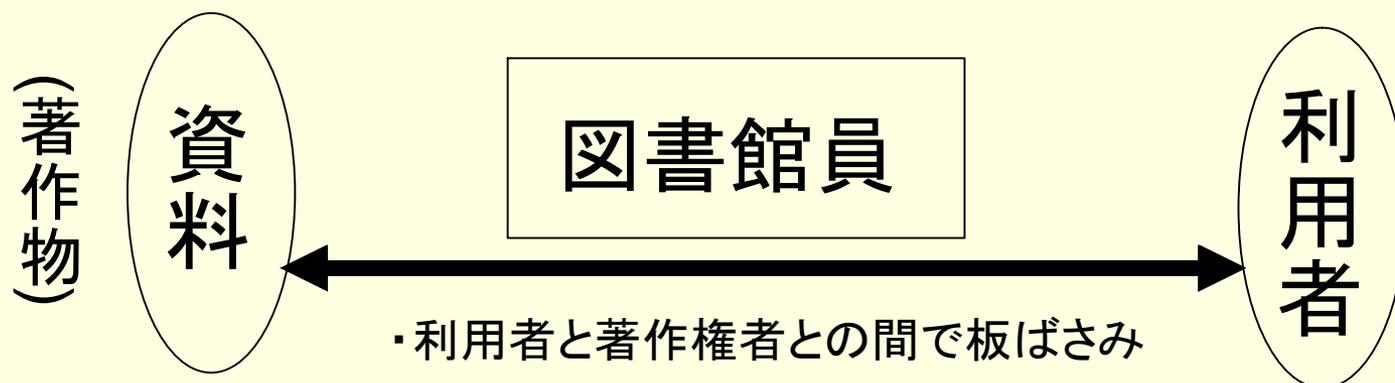
---

- ・現在の著作権法上、病院図書室は31条の範囲外  
→現実との乖離
- ・現状と改善への取り組み

※当館の運用

# 最後に・・・

## 図書館職員・・・情報(資料)と利用者との仲介者



- ・利用者と著作権者との間で板ばさみ  
→正しい著作権知識は最低限必要

- ・近年の著作権法改正をめぐる動き  
→著作権の概念も変化しつつある

# ご静聴ありがとうございました

---

## <参考文献>

- ・大学図書館における著作権Q&A(第4版)
- ・黒澤節男『Q&Aで学ぶ図書館の著作権基礎知識』(2005年)
- ・名和小太郎・山本順一編『図書館と著作権』(2005年)  
→第8章は病院図書室について

2005.02.21